

15	生活文化スポーツ局	治安対策の推進
事業概要	都では、「治安の維持こそ最大の都民福祉」との認識に立ち、東京の治安回復のため、平成15年8月、知事本部(当時)内に「緊急治安対策本部」を設置し、安全・安心まちづくりの推進や外国人組織犯罪対策などを重点とする取組を開始した。 その後、治安問題の根底には青少年の問題が深く関連していることから、青少年対策及び治安対策を一体的かつ総合的に推進するため、平成17年8月に「青少年・治安対策本部」を設置した。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や新たな外国人人材の受け入れ、ICTの進展など社会情勢が大きく変化する中においても、誰もが安全安心を実感できる社会の実現に向けて、柔軟かつ集中的に対応すべく、令和元年度より、都民安全推進本部に組織改正を行った。 令和4年4月には、生活文化スポーツ局都民安全推進部に改組され、治安対策課において、治安対策の取組を一体的かつ総合的に推進している。	
これまでの経過	1 不法滞在外国人対策 平成15年10月、不法滞在者対策問題の解決が緊急の課題となっていたことから、法務省入国管理局、東京入国管理局、警視庁及び東京都が共同して全国約25万人の不法滞在者を平成20年末までの5年間で半減することを志向し、不法滞在外国人対策を強化した。 (1) これまでの取組について ア 不法就労防止啓発講習(平成18年4月～) 不法滞在者の多くが不法就労に従事していることから、外国人の不法就労防止対策として事業主向けに、不法就労を防止する啓発講習を行っている。 イ 資料等の作成 外国人労働者を雇用する際の注意点を分かりやすく解説したマニュアル等を作成し、講習等の教材として活用するほか、講習に赴くことが困難な団体や企業等に配布している。 (ア) ビデオ、DVD(平成19年10月) (イ) 外国人労働者雇用マニュアル(平成19年11月～) 作成言語は以下のとおり ・冊子 - 日本語 ・WEB掲載 日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、タイ語、ネパール語、 ウ 外国人適正雇用推進月間(平成22年6月～) 不法滞在者の多くが不法就労していることから、都内の事業主及び都民等に広く適正雇用を呼びかけるため、東京出入国在留管理局、警視庁、東京労働局及び区市町村等の関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施し、都民に対して啓発活動を行っている。 エ 外国人適正雇用推進宣言事業所づくり(平成23年6月～) 都内の事業主に対し適正雇用の意識を高めるため、事業所を訪問するなどして「外国人適正雇用推進宣言事業所ステッカー」や「外国人適正雇用推進宣言事業所マグネット」を配布し、事業所の入口付近又は顧客等の目に留まりやすい場所に貼付してもらうことで、不法就労を許さない環境づくりを行っている。	

これ
ま
で
の
経
過

2 外国人滞在支援対策

(1) 滞在適正化講習（平成27年4月～）

留学生を受け入れている日本語学校に赴き、留学生に対し、留学生が関与又は巻き込まれた犯罪、日本で生活する際の注意点、アルバイトをする際の注意点等についての講習を行っている。

(2) 啓発資料等の作成

外国人の中には、日本の法律の不知、忘却、錯誤等から、意図せずに法を犯してしまう者や、生活環境、文化、言語等の違いから、日本住民とトラブルになる者が存在することから、これらの問題を抑止するため、外国人が犯しがちな入管法、刑法、道路交通法等の法律及び日本のルール・マナーを説明するマニュアルを作成し、各公共機関を通じ、在留外国人へ配布しているほか、滞在適正化講習時に留学生に配布した。

(ア) 外国人在留マニュアル（平成28年2月～）

・冊子

日本語、英語、中国語（簡体字）、韓国語、タイ語、ネパール語、モンゴル語、ベトナム語、シンハラ語、インドネシア語、ミャンマー語、ベンガル語

・WEB掲載

冊子作成した言語に加え、中国語（繁体字）、フランス語、ポルトガル語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語、ペルシャ語、マレー語、ウルドゥー語

(イ) 「来日外国人向け交通安全短編映像集&防犯ドラマ」DVD（平成28年3月）

（中国語、韓国語、英語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、イタリア語、フランス語、ドイツ語の字幕入り）作成

(3) 外国人留学生支援に係る協定

独立行政法人日本学生支援機構及び警視庁との間で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人留学生等の滞在支援に資する施策を実施していくことを目的として、平成29年9月6日、協定を締結し、同協定に基づき、東京国際交流館においてイベントを実施した。

ア 外国人留学生のための交流フェスタ

（平成29年10月、平成30年10月、令和元年11月）

(4) 外国人旅行者向け支援（令和2年3月）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、増加することが見込まれる外国人旅行者向けに日本のルール・マナー、犯しやすい法律を解説した「外国人旅行者マニュアル」を作成した（日本語、中国語（簡体字）、繁体字）、韓国語、英語、タイ語併記版作成）。

3 身近な犯罪の防止対策

(1) オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺対策

悪質巧妙な手口を使って中高年齢者等に金銭を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害防止対策に取り組んでいるが、その後、金融商品の取引等をかたって金銭をだまし取る手口の詐欺被害も増えたため、平成23年10月より「オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺」として被害防止対策を推進している。

ア 自動通話録音機設置促進事業

(ア) 無償貸与事業

これまでの経過	緊急対策として、特殊詐欺犯人からの電話に対し、警告メッセージと録音機能で被害を未然に防ぐことが出来る「自動通話録音機」を区市町村・警察署を窓口として、都民に無償で貸出す事業を実施した（平成 27 年度） （イ）補助金交付事業 特殊詐欺根絶に向けて、自動通話録音機を区市町村が購入する際の費用の一部を補助し、都民への配布・設置を促した。（平成 28 年度～令和 3 年度） イ 防犯講話の実施 （ア）被害者層である高齢者に注意喚起をするとともに高齢者に接する機会の多い地域包括支援センター相談員や民生児童委員の方々から直接高齢者に注意喚起するために、被害が多発する地域を中心に、防犯講話を実施し、特殊詐欺の手口を伝え、被害防止に努めている。（平成20年度～） （イ）区市町村や警察署が行う「地域安全のつどい」等の高齢者が多く集まる催し物に参加し、プロの劇団員及び職員による実演式の防犯の講話により、新たな犯行手口を紹介しながら被害に遭わないための情報の提供を行っている。（平成 22年度～） （ウ）プロの劇団員及び職員による実演式講話の内容を映像化したDVDを制作した上、警察署、自治体、老人クラブ連合会に配布し、高齢者が集うイベント等に来ることができない高齢者や自治会等の集会に参加する高齢者に対してDVDを上映し、注意喚起を行えるよう、広く周知を図った。（平成26年度～平成30年度） （エ）特殊詐欺被害防止に向けた体験型啓発として体験希望者に特殊詐欺の犯行手口を模した電話や、SMS（ショートメッセージサービス）を体験させることで、特殊詐欺被害に遭う危険性を実感してもらい、注意喚起を行う。また、子世代等にも参加してもらうことで、家族で特殊詐欺対策を考える機会を創出している。（令和 4 年度～） ウ 金融機関等との連携による防犯講話の実施（平成24年度～） エ 特殊詐欺抑止イベントの開催（平成28年度～令和 4 年度） オ 不動産業界 2 団体への情報提供（平成27年 9 月～） 特殊詐欺による現金の送付先が集合住宅の空き部屋を利用される事例があることから「東京都安全・安心まちづくり条例を改正し、都内不動産業界団体と「危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定」を締結し、情報提供を実施している。 カ 未成年者等に対する加害者参入防止対策 （ア）高校生等の若い世代が、特殊詐欺の加害者として関与する事件が複数発生したことから、教育庁等と連携し、高校生や保護者、教職員を対象として、特殊詐欺の犯行手口の現状や特殊詐欺に関与したことによる様々な影響等についての講話を実施し、規範意識や倫理観等の醸成に努めている。（平成25年度～） （イ）加害者参入防止リーフレットを作成し、義務教育最終年の都内全中学 3 年生に配布し、加害者とならないように啓発活動を実施した。令和元年度は、前年配布した生徒が高校 1 年生となったことから、都内全高校 2、3 年生を対象に配布し、都内全ての高校生に加害者とならないように啓発活動を実施した。（平成30年度～令和元年度） （ウ）特殊詐欺加害防止に向けたターゲティング広告による広報 インターネットやSNS上で「受け子」や「出し子」など、いわゆる「闇バイト」関連の単語を検索した10代から30代の若者に対し、「闇バイト」等への応
----------------	--

これ ま で の 経 過	募を思いとどまらせるため、警告を行うターゲティング広告を表示させ、啓発ホームページに誘導して特殊詐欺の危険性について啓発を行うとともに、大学生向けに特殊詐欺加害防止用リーフレットの作成・配布、キャンパス内の広報媒体を活用した加害防止広告の展開を実施している。また、来日する外国人の増加に伴い、外国人向け特殊詐欺加害防止リーフレットを作成・配布している。 (令和4年度～) (2) 治安対策に関する官学連携事業(平成24年度～) 大学等で治安に関する研究をしている学生をサポートし、その成果を発表する場(機会)を設けることにより、研究成果を自治体の各種施策に還元するとともに、活動を通じて将来の「まちづくり」の中核を担う人材の育成を図ることを目的とする事業を推進している。 (3) 万引き対策 警視庁、関係業界・団体等と「万引き防止官民合同会議」を発足させ、毎年会議を開いて意見交換を行っているほか、「万引きをしない、させない、見逃さない」気運の醸成を図るためのイベント、キャンペーンを実施している。(平成21年度～) (4) ネット利用犯罪対策 スマートフォンの普及などによる情報化社会の急速な発展と、不正アクセスやフィッシング詐欺などのインターネット利用による犯罪の増加が治安に対する新たな脅威として社会問題化していることから、ネット利用犯罪の被害を抑止するための各種取組を推進している(平成26年度～令和元年度) (5) 女性に対する犯罪対策 女性の生命を脅かすストーカー事案などの女性に対する犯罪が治安に対する大きな不安要因となっていることから、警視庁・関係各局と連携した各種取組を推進している。 ア 女性が被害者となりやすい犯罪の未然防止及び各相談先を記載したリーフレットを作成、配布している。 また、大学や専門学校等において、ストーカーや痴漢、盗撮被害等の具体的被害事例やその防止策について講義を行い、防犯意識の高揚と安心感の醸成を図っている。(平成26年度～) イ 痴漢被害のない社会の実現を目指し、庁内関係各局及び警視庁から成るプロジェクトチームを立ち上げ、痴漢撲滅プロジェクトを開始した。(令和4年度～) ウ 痴漢や盗撮等、女性が被害に遭いやすい犯罪被害に対し、現場に居合わせた第三者による「さりげない行動」によって犯罪を未然に防ぐ等、第三者の行動変容に向けた気運醸成を目的とする啓発を動画制作や特設サイト等の開設を通じて推進している。(令和5年度～) 4 暴力団排除対策 平成20年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の改正により、国や地方公共団体は事業者等が自発的に行う暴力団排除活動の推進を図るために必要な措置を講ずる責務が課せられ、事業者が安心して暴力団排除活動の実施に取り組むことができるよう安全確保に配慮しなければならないとされた。 これを受け、東京都では警視庁等と連携して、適正な行政サービスを提供するため、都のあらゆる事業から暴力団を排除するとともに、暴力団排除に取り組む気運を高めるためのキャンペーンの実施など、区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施している。
---	---

これまでの経過 これまでの経緯	また近年、準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループと位置付けられる犯罪集団が治安上の脅威となっていることから、令5年11月、都、警視庁及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの三者で「東京都の暴力団排除対策及び準暴力団等への対処のに係る協定書」を締結し、暴力団排除対策に加え、匿名・流動型犯罪グループに関する啓発活動についても連携して実施している。 (1) 行政対象暴力対策講習の実施 総務局が所管する行政対象暴力対策連絡会議と連携し、都庁職員を対象とした行政対象暴力対策講習会を開催している。(平成21年5月～) (2) 各局と連携した対策の実施 ア 東京都が締結する全ての契約からの暴力団排除 財務局と連携し、平成22年10月、東京都が締結する全ての契約から暴力団を排除するため、旧要綱を改正して「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」を策定し、同11月に施行した。 改正後、暴力団関係企業8社を東京都の締結する契約から排除した。 イ その他各局との連携 都が実施するあらゆる事業からの暴力団排除(平成24年度～) (3) 東京都暴力団排除条例の施行に伴う取組 平成23年10月1日、東京都暴力団排除条例が施行され、都民に対し、暴力団排除対策の重要性について理解を求めるとともに、暴力団排除の気運を高めるため、警視庁、(公財)暴力団追放運動推進都民センター、区市町村と連携し、普及啓発活動を行っている。(平成22年5月～) ア 各市区町村が行う暴力団排除イベントに対する支援の実施(平成22年度～) イ 暴排気運の維持向上を図るためのグッズの制作配布(平成23年度～) ウ 学校や企業に対して実演式による暴力団排除要領の実施(平成24年度～) エ 不当要求防止責任者講習における暴排講話の実施(平成27年度～) オ 繁華街地区暴排キャンペーンの実施(平成27年度～) カ 暴力団排除ウェブサイトの運用(平成30年度～) キ 暴排条例改正(10月1日)について様々な機会周知(令和元年度～) (4) 暴力団排除担当課長連絡会議の開催 各区市町村に対して暴力団排除対策に関する助言を行うとともに、東京都全体で暴力団排除を推進する体制を構築するため、区市町村暴力団排除担当課長連絡会議を開催している。(平成22年11月～) (5) 暴力団排除イベントの実施(平成30年度～) 「暴力団追放三ない運動プラス1」を広く都民に訴えて暴排機運を醸成するとともに、官民一体の連携を一層強固にしていく必要があるため、暴力団排除イベントを実施している。
-------------------------------	---

現在の進行状況	1 外国人不法就労対策 外国人不法就労防止のため、啓発講習等を引き続き実施する。 2 外国人滞在支援対策 (1) 外国人住民に日本の法律などを周知させるため、外国人在留マニュアルを配布及び啓発DVDを滞在適正化講習で放映 (2) 増加が見込まれる外国人旅行者が日本のルール・マナー違反によるトラブルや意図しない法律違反を防止するため、外国人旅行者マニュアルを配布。 3 身近な犯罪の防止対策 引き続き、犯罪状況に応じた各種施策を講じていく。 4 暴力団排除対策 (1) 適正な行政サービスを提供するため、都のあらゆる事業から暴力団を排除 (2) 暴力団排除、匿名・流動型犯罪グループ排除に取り組む気運を高めるためのキャンペーンの実施 (3) 区市町村や警視庁等と連携した広報啓発活動を行い、実効性のある暴力団排除対策を実施		
今後の見通し	1 外国人不法就労対策 外国人の不法就労防止のため、啓発講習や各事業を引き続き実施する。 2 外国人滞在支援対策 関係部署と連携をとりつつ、広く啓発活動を実施する。 3 身近な犯罪の防止対策 情勢に応じて柔軟かつ機動的に対応することを基本とし、平成30年に認知件数が過去最悪を記録した「オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺対策」を最重要課題とし、痴漢撲滅プロジェクトをはじめとした「女性に対する犯罪防止対策」等に重点を置き、警視庁、区市町村、関係団体等と連携し各種施策を行っていく。 4 暴力団排除対策 (1) 都のあらゆる事業からの暴力団排除を推進 (2) 区市町村や各種地域団体等が行う暴力団排除活動への情報提供や支援 (3) 警視庁や暴追都民センター等と連携し、都民等への広報啓発活動を推進		
問合せ先	都民安全総合対策本部 総合推進部 治安対策課	電話	03-5388-2279